

第72回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録

開催日時	令和8年1月29日（木） 午後2時30分から午後3時45分まで					
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 正庁					
出席者	委員	中川幾郎 委員長、田中啓義 副委員長、安田美紗子 副委員長、植村佳史 委員、作間泉 委員、佐野和則 委員、清水順子 委員、元島満義 委員、山口裕司 委員 【計9人出席】 (大窪健之 委員、野口隆身 委員、吉田隆一 委員は、欠席)				
	事務局	仲川市長、真鍋副市長、山岡総合政策部長、山口環境部長、上田環境部理事、秋田環境部次長、平野クリーンセンター建設推進課課長補佐 他				
	意見陳述者	「STOP！神殿クリーンセンター」の会 代表者代理				
開催形態	公開（傍聴人約120人）	担当課	環境部クリーンセンター建設推進課			
内容	1 提言撤回を受けた神殿町周辺地域について 2 その他					
決定又は取り纏め事項	1 提言撤回を受けた神殿町周辺地域について、引き続き審議を行う。					
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等						
<p>【1 提言撤回を受けた神殿町周辺地域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「STOP！神殿クリーンセンター」の会 代表者代理より、以下のとおり意見陳述。 <p>当会の運動は、単なる建設反対運動ではない。明治地区自治協議会から提出された提言書は、住民の合意形成が行われていない「事実無根の提言書」であり、神殿町周辺地域を検討地とする合理性はないため、クリーンセンターの検討地から除外することを強く求める。</p> <p>3候補地と神殿町周辺地域の違いは自ら手を挙げたという1点だと考えるが、そのことが事実であるのか、次の点から意見を述べる。</p> <p>○提言書について、地元議員自身が提言書について、フライングをした、また、反対はなか</p>						

ったが賛成もなかつたということを発言している。

○提言書について、地元議員及び明治地区自治協議会長が民意に沿わないことから白紙撤回している。白紙撤回された提言書を前提とした検討は、検討の合理性、手続きの整合性を欠く恐れがある。

○「住民合意を欠いた「クリーンセンター候補地提言」の撤回を求める署名」について、約1ヶ月で4,570筆の署名が集まつた。また、検討地に最も隣接する自治会では、約9割の住民が提言書を認めない意思を持つことが分かっている。

○提言書に記載のある各種団体について、団体の賛同がなかつたことが確認できている。ある団体からは賛同していないにも関わらず団体名が記載されている、自治協議会として十分協議される必要があるとの回答があつた。また、自治協議会規約に基づく議事の採決や議事録の作成がなかつたにも関わらず提言書が提出された。

提言書を何の根拠も確認しないまま、神殿町・北永井町を検討地として早々に了承した市・市議会の判断にも疑義を呈し、深い反省を求める。今回の責任の所在やその取り方をどのように考えていたのか。

提言書や計画について、その根拠や妥当性を十分に確認するとともに民意を尊重し、公平性と透明性のある判断を行っていただきたい。

また、3候補地の1つでもある北之庄町は都南中学校区であり、当該校区にはすでに火葬場、焼却灰埋立地が存在することから、住民からは反対の声が多数上がつてゐる。公平公正な手続きで選ばれた候補地であるならば、七条町、北之庄町、大和田町の3候補地を平等に取り扱うべきである。

・委員より、3候補地においても反対の声が既に上がつてゐる。反対の声があるという理由だけで物事を考えると、クリーンセンターを建設することはできない。神殿町周辺地域においては、民意があるという前提で俎上に上がつたが、ため池やその隣接地を活用すれば「選定の条件」のうち、条件1「10ha程度の空き地を抽出する」を満たし、総合評価においても他の候補地と同程度の点数であったことを確認している。条件として同程度に合致していること、候補地を減らしていく方向で考えるとゼロになつてしまふことも考えられ、同じような候補地があれば増やしていくこともあり得ると考える。

⇒委員より、策定委員会から3候補地を答申していることから、まずはそれらの調査をしていくのが筋ではないか。条件を変え、候補地を増やしていくことは私の考えとは異なる。提言書

について、提言者自ら白紙撤回しているのであれば、答申自体も白紙に戻すべきと考える。

・委員より、提言書が白紙撤回されたことを真摯に受け止め、神殿町周辺地域については丁寧な審議のうえ、考え直さなければならない。

・委員より、提言書を提出したプロセスについて異議を申し立てていると理解した。策定委員会宛に提出された意見書において、北之庄町が候補地になっていることにも意見されているが、貴会として、北之庄町に建設することにも反対しているのか。

⇒意見陳述者より、当会としては都南中学校区に3つ目の嫌悪施設が建てられることに危機感を抱いているという認識。現時点では、神殿町・北永井町の件の解決に向けて全力を注いでおり、北之庄町については、まだ会としての共通理解ができてないので明言できない。

・委員より、貴会ではクリーンセンターについて嫌悪施設という言い方をしているが、最新のクリーンセンターを見たことはあるか。クリーンセンターの認識が変わる可能性があるため、是非行ってほしい。

⇒意見陳述者より、最新のクリーンセンターを見たことはないが、嫌悪施設であるか、どう捉えるかは個人の主觀であり、現時点で素晴らしいものとして捉えることはできない。

・委員より、奈良市民全員が自分たちが毎日出すごみを処理していくこと、クリーンセンターについて勉強する機会を作り、多くの人が持つ嫌悪施設というイメージを払拭したい。

・委員より、一般的に地域自治協議会には各種団体や自治会が参画しているという認識だが、提言書の提出について神殿町周辺の自治会長にも話がないまま進んできたのか。

⇒意見陳述者より、自治会長は令和7年12月1日に知ったと聞いている。

・委員より、現施設は40年も前に建設されており、毎年多額の修繕費を出しながら維持していることから、一日も早く新施設を建設するために委員が懸命になっていることを理解していただきたい。また、住民が心配している生活への影響、健康被害等について、最新の施設を見て勉強していただきたい。

・委員より、提言書の撤回により前提がなくなったわけであり、検討地から外すということですやかに決めるべき。

・委員より、建設反対の声の大小ではなく、提言者自身が提言書を白紙撤回したことによるプロセス上の整理として一旦検討地から外すことが妥当だと考える。

・委員長より、策定委員会として、神殿町周辺地域について賛成の声があったことから、改めて条件を確認し、面積が少し足りないところをため池を參入することで候補地となり得る余地

があるとして、検討地とした経緯がある。同様にため池を参入することで検討する余地がある土地の確認はした方がよいのではないかとの委員からの意見は重要な整理であり、結論をもう一度策定委員会でもみ直したい。

⇒委員より、策定委員会が3候補地を答申したにもかかわらず、検討地を追加するような議論が必要なのか。

⇒委員長より、そのことも含めて議論の対象にしてよいと考える。

⇒委員より、神殿町周辺地域を検討地としたのは策定委員会であり、その意味合いを考える必要がある。推薦があったからそうしたのか、推薦がきっかけだったが、他にまだあるのではないかというところを考え直すこともできるのではないか。

⇒委員より、神殿町周辺地域について、提言書があったから検討地とした。追加で検討地を選定するのであれば、3候補地を適地とした答申を取り消す必要があるのではないか。

⇒委員より、検討地を加えたことについて、策定委員会としてどう取り扱うか決める必要があり、今回の審議では決められないと考える。

⇒委員より、神殿町周辺地域について、反対の意見、賛成の意見の両方が民意だと考える。今回で結論を出さないことで住民の分断が進むことを危惧している。

・委員より、市の諮問を受け、神殿町周辺地域を検討地から外すということを早く決めることが重要であると考える。

・委員より、賛成や反対として単に解決を求めるのではなく、色々な声が出てくることを一度しっかりと話し合うためにも、次回に審議を持ち越してよいと考える。

・委員より、少数かもしれないが当初、自発的に提言しようとした人を尊重するかどうか付議するのも一つかと考える。

・委員より、神殿町周辺地域について、策定委員会は提言書を受け、前回検討地としたと考えており、提言書が白紙撤回されたのであれば、検討地という位置付けも白紙撤回すべき。地元のことも考えると議論を引き延ばすべきではないと考える。

・委員より、提言書が白紙撤回されたことから、検討地から外すことが望ましいと考える。提言書が白紙撤回されたことについて、ごみ焼却施設等検討特別委員会でどのような議論がなされるかも注目したい。

【委員長 総括】

・委員長より、神殿町周辺地域について、今回の策定委員会で様々な意見が出ている中で、検

討地から外すとの意見が多数あったが、ため池やその隣接地を活用することで選定の条件を満たす地域が他にないか一度確認したいと考える。また、他地域において賛成意見、反対意見が出たときに、策定委員会としてどうするのか等も策定委員に諮ったうえで、答申を出したいことから、今回の場で意見をまとめることが困難だと考えており、改めて策定委員会で結論を出したい。委員の意見の多くは検討地から外した方がよいということを確認した上で、次に持ち越したいと思う。なお、3候補地を適地とする策定委員会の答申に変更はない。

以上

資 料	<ol style="list-style-type: none">1. 次第2. 会場配席図3. 明治地区自治協議会から提出された提言書の撤回に係る奈良市新クリーンセンター建設の用地について（諮問）4. ゴミ処理施設建設候補地選考に関する提言の撤回について
-----	--